

## 和歌山県からの「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」及び「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」についての聴取りの概要

### 和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例について

#### (制定・改正の必要性と背景)

- ・部落差別は様々な取組により解決へと向かっているものの、今もなお、個人への誹謗中傷、同和地区の問合せ、インターネット上への差別書込みなどが発生している。
- ・インターネット上の同和問題に関する調査において、差別書込みと特定したものについて、プロバイダ等に削除要請を行っているが、削除されないものもある。
- ・「部落差別の解消の推進に関する法律」の制定（H28. 12. 16 施行）

⇒このような状況を踏まえ、令和2年3月24日に「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」を公布・施行し、また、令和2年12月24日には、インターネット上に投稿された部落差別の情報の拡散防止を図るための条例改正を行った。

#### (条例の特徴)

- ①部落差別は基本的人権の侵害であることを明記
- ②行政、県民、事業者、関係機関等が一体となって、部落差別の解消に取り組むこと
- ③インターネットを利用しての部落差別、結婚や就職の際の身元の調査による部落差別、その他あらゆる行為による部落差別を行ってはならないことを明示
- ④事業者に対して、従業員への人権意識の高揚等の取組を求めていること
- ⑤特定電気通信役務提供者（プロバイダ）の責務を規定

#### (部落差別の解消のための県の取組)

- 部落差別を行った人への対応
  - ・部落差別を行った人に対し、部落差別を行わないことやインターネット上に投稿した情報を削除することを指導
  - ・指導に従わない場合は、勧告
- 教育及び啓発
  - ・部落差別に関する理解と認識を深めるための講演会等の実施
- 相談体制の充実
  - ・部落差別に関する相談への対応
  - ・相談担当職員の資質向上を図るための取組の実施
- 実態把握
  - ・インターネット上の部落差別に関する書込みを調査
  - ・特定した差別書込みについては、プロバイダ等に対し削除要請
  - ・部落差別に関する県民の意識を調査

### (条例施行前後の状況)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談件数	15	15	
モニタリングで特定した差別書込みの件数	362	339	77 (7月末時点)
差別事件の件数	17	23	11 (8/30時点)
差別事件のうち条例を適用した件数(※)		12	8 (8/30時点)

※差別事件の件数との差分は、市町村が対応

### 和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例について

#### (制定・改正の必要性と背景)

- ・新型コロナウイルス感染症が発生したことにより、新型コロナウイルスに感染したこと又はそのおそれがあること、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じていないおそれがあることを理由に、県民、事業者、団体への誹謗中傷等が発生

#### (例)

- ・感染拡大地域へ遊びに行つてコロナに感染したというデマがインターネット上に書き込まれた
- ・コロナに感染した従業員がお店で働いているというデマが流された
- ・感染拡大地域の知人と会つたことで、周りから近寄るなど言われた
- ・上司から、ワクチン接種をしないのであれば仕事をやめるように言われた
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に併せて、誹謗中傷等の発生が増加することも懸念

⇒このような状況を踏まえ、令和2年12月24日に「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」を公布・施行した。

#### (条例の特徴)

- ①新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を禁止し、誹謗中傷等を行った者への取組を行うこと
- ②インターネット上の誹謗中傷等に関する情報の拡散防止を図るため、特定電気通信役務提供者(プロバイダ)の責務を規定

#### (誹謗中傷等をなくすための県の取組)

##### ○実態把握

- ・インターネット上の誹謗中傷等に関する書込みの把握
- ・県が把握した差別書込みについて、プロバイダ等に対し削除要請

○誹謗中傷等を行った人への対応

- ・ 誹謗中傷等を行った人に対し、誹謗中傷等を行わないことやインターネット上に投稿した情報を削除することを指導
- ・ 指導に従わない場合は、勧告

○教育及び啓発

- ・ 新型コロナウイルス感染症についての理解を深め、正しい認識を持っていただくための研修会などの実施

○相談体制の充実

- ・ 誹謗中傷等にあわれた人からの相談に対応
- ・ 相談担当職員の資質向上を図るための取組を実施

(条例施行後の状況)

	令和2年度	令和3年度
相談件数	49	23 (7月末時点)
モニタリングで特定した差別書込みの件数	21 (10/13以降)	59 (7月末時点)
条例を適用した件数	0	0 (8/30時点)

**質疑応答**

(問) 様々な人権課題がある中で、部落差別と新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等について別建てで条例を設けた経緯はどのようなものか。

(答) 部落差別については、部落差別解消推進法が制定されたことが大きな契機となった。法律ができ、今度、県では何ができるのかといったときに、条例を作って一層部落差別の解消を進めていこうということで条例を制定することとなった。また、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等については、昨年1月、2月の新型コロナウイルス感染症の発生以降、それを原因とする誹謗中傷が大きな問題となってきて、感染防止対策にも影響を与えかねない状況であった。そのような中、誹謗中傷等は許されないということを、条例を制定することによって、県民に知っていただいて、そういったことのない社会を築いていきたいということで条例を制定した。

(問) 部落差別と新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等以外の人権課題には県としてどのように関わっているのか。

(答) ヘイトスピーチについては、和歌山県内では、集団で行動するようなものは起こっていないが、特定の民族を誹謗中傷するSNSへの書込みやトイレの落書きは発生している。こうした人権課題については、県においてそれぞれ所管の部署を設けており、外国人の問題であれば、所管の国際課と人権局が連携して対応している。

(問) 条例の属地主義のもと、県外からのインターネットを通じた差別や誹謗中傷が「部落差別の禁止」や「新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等の禁止」の対象となるかどうかについて、どう整理されているか。

(答) 掲示板やSNSについては書込みを行った場所が特定できて、それが県内か否かにより、適用するかどうかを判断している。

(問) 部落差別解消推進条例第3条第2項の「その他の行為」には、差別的言動も含まれるのか。

(答) 差別的言動も含まれ、例えば、差別発言、同和地区に関する問合せ、差別落書き、差別的文書の配付などが該当する。

(問) 条例の属地主義のもと、県外のプロバイダが「プロバイダの責務」の対象となるかどうかについて、どう整理されているか。

(答) 県外のプロバイダであったとしても、和歌山県でインターネットのサービスを提供している場合には、条例の対象になると考えている。

(問) 「プロバイダの責務」を設けるに当たって、プロバイダ関係者との調整は行ったか。行った場合は、どのような経緯であったか。

(答) プロバイダ関係者との調整は行っていない。

(問) 「プロバイダの責務」の実効性をどのように確保することを想定されているか。

(答) 罰則等は規定していないが、プロバイダの自主的な取組として削除することや、県等からの削除要請に応じていただくことについて、プロバイダが加盟する団体などに通知文を送付し、協力を求めている。

(問) 「プロバイダの責務」を設けたことで、プロバイダは積極的に協力するような雰囲気になっているか。

(答) 実際のところ、プロバイダから特に反応はない。条例を制定した際に、プロバイダ関係の6団体に協力をお願いする通知を送付したが、特に問合せがあまりないところを見ると、プロバイダ自身が差別的な書込み等を見つけて、積極的に削除してくれているようなところまでは至っていないような気がしており、今後の課題であると思っている。

(問) 県からプロバイダに削除要請をして、実際に削除に至った事例はどの程度あるのか。

(答) 部落差別については、令和元年度、差別書込みを確認し、削除要請をした362件のうち、削除に至ったのは83件である。令和2年度については、差別書込みを

確認し、削除要請をした 339 件のうち、削除に至ったのは 46 件である。令和 3 年度については、現時点で差別書込みを確認し、削除要請をした 77 件のうち、削除に至ったのは 16 件である。

(問) 条例施行後、実際に県による説示、勧告等を行った事例はあるか。ある場合、その概要はどのようなものか。

(答) 部落差別解消推進条例の関係では、令和 2 年度は説示まで至った事例が 3 件あり、令和 3 年度は 8/30 時点で 3 件について説示を行っている。説示を行った事例としては、例えば、県の機関に差別的なメールを送付してきた、病院の入院患者が差別発言を行った、県への相談の中で差別的な発言があったケースなどがある。勧告までいったケースはない。新型コロナ誹謗中傷等対策条例の関係では、説示、勧告等を行った事例はない。

(問) 条例の属地主義のもと、インターネットを通じた差別や誹謗中傷などで、差別を行った者が県外にある事案が説示、勧告等の対象となるかどうかについて、どう整理されているか。

(答) インターネットを通じた差別や誹謗中傷については、行為者の居住地ではなく、当該行為が県内で行われたか否かで条例の適用を判断している。書き込んだ場所が特定できなければ、条例の適用は困難だと考えている。ただ、そのような場合でも、プロバイダへの削除要請や法務局への削除要請依頼を行い、差別の拡散防止に努めている。また、県外からの書込みで場所を特定できたもの等については、条例には基づかないが、その地元自治体と連携して取り組むことになると思われる。

(問) 個人による差別や誹謗中傷を説示、勧告等の対象とすることについて、制定過程において何か議論等があったか。また、実際、個人によるケースの場合に、説示、勧告等に当たって何か困難等はあるか。

(答) 和歌山県においては、特に部落差別等については、条例制定以前から、差別事件が発生した場合には、本人が特定できれば、個別啓発を実施していたため、個人を対象とすることについて特段議論はしていない。インターネットを通じた差別や誹謗中傷などにおいて、個人を特定すること自体が困難な場合があることが、説示、勧告等に当たっての困難である。

(問) 部落差別解消推進条例が適用された差別事件のうち、大体個人間のものがどのくらいあって、対行政のものがどのくらいあるのか。

(答) 市町村が対応したものも含め、対行政のものがほとんどを占めていて、個人間のものはあまりない。行政に電話をかけてきて差別発言をしたり、同和地区について問合せをしてきたりということが多い。ただ、数年前には、結婚差別に関する事案があった。

(問) 行政に対するものが多いということだが、その行為主体は特定できる個人であることがほとんどなのか。

(答) 匿名電話があるので、個人を特定できた件数は非常に少ない。例えば、令和2年度では、条例を適用した12件のうち、説示まで至った3件以外の9件は、行為者が特定できなくて、説示までは至っていない。

(問) 個人間のものがほとんどないというのは、個人間の差別事象が見えにくくなっているということは考えられないか。また、差別を受けたときに県や市町村に相談したら、こういう仕組みがあるということはどれくらい理解されているのか。

(答) 5年ごとに実施している県民に対する意識調査で、人権侵害を受けた場合にどうしたのかという設問を設けているが、黙って我慢したという方が結構な割合でいるので、人権侵害を受けても、公的機関において相談できるところがわからないと困っている方もいるかもしれないと考えている。こうしたことは課題と捉えていて、こういう相談機関、救済機関があるんだということは、常々啓発、PRをしていかなければいけないと考えており、県の広報誌やテレビ、ラジオ等で周知を図っていくようにしている。

(問) 国との連携について規定しているが、国の機関で差別行為が行われた場合も条例の対象にしているのか。

(答) 和歌山県内の国の機関で差別事件が起こったということは把握していないが、もし国から相談があれば連携して取り組んでいくことになるだろうと考えている。

(問) 対象となる個人を特定できない差別事案は条例の対象にならないのか。

(答) 個人を特定できるかどうかというのは、説示をしていけるかどうかに関わるものである。個人を特定できるかどうかにかかわらず、それが特定の方々に対する差別や誹謗中傷ということであれば、条例の対象として、真摯に取り組んでいるところである。

(問) 説示、勧告等に当たって、どのような契機で手続が開始されるのか、差別や誹謗中傷をどのように認定しているかなど、どのような手続で説示、勧告等が行われるのか。

(答) 県民からの申出や県が覚知した場合など、契機について特に定めはない。差別や誹謗中傷か否かの判断は、知事が条例に基づいて行うことになるが、実務としては、人権政策課長の専決により判断を行っている。説示や勧告等については、知事の指揮監督の下、県の職員が行っている。

(問) 人権政策課長が専決により差別や誹謗中傷を判断するに当たって、どのような基準で行っているのか。

(答) 例えば、これまでの前例だとか、法務局の人権侵犯事件に関する処理要領などを参考にしている。

(問) 大体、年間どのくらいの件数の事案を差別や誹謗中傷と判断しているのか。

(答) 部落差別でいうと、大体年間 10 件程度であるが、年によって上下がある。

(問) 差別や誹謗中傷と判断するに当たって、専門性のある第三者機関の設置などは考えていないのか。

(答) 今のところ、第三者機関の設置は検討していない。ただ、もし法律的な判断が必要ということになれば、県で設置している人権施策推進審議会の委員の中に弁護士がいるので、その委員に聴くことはあると思う。

(問) 相談から説示に至る道筋というのはどのようなものか。

(答) まず相談にこられた場合には、相談者から聴取りをする。できるだけ寄り添った聴取りをして、相談者が何を望んでいるかを聴く。その中で、行為者に対しての啓発や指導をしてほしいという話があれば、今度はその行為者に対して、相談者の了解を得た上で話を聴きに行く。その上で、そうした行為が確認された場合には、それがどれだけの人の心を傷つけることになるのかといったことを説示し、そういったことを今後やらないようにという指導を行っている。

(問) 県に差別的な内容の電話がかかってきて場合の説示は、その電話での対応で終わりなのか。電話をかけてきた人が特定できていれば、改めてその人のところに向いて説示をする場合もあるのか。

(答) 説示については、直接、その方の自宅へ行くこともあるし、電話で説示する場合もある。

(問) 説示を受けた方の反応はどのようなものであるか。

(答) 説示を受けた方の反応は、大体「申し訳ございませんでした」という感じで、反発する方はほとんどいない。

(問) 勧告に至った場合は、文書で行われるのか。

(答) 口頭での勧告を想定している。

(問) インターネットによる差別や誹謗中傷の場合、相手方の特定が難しいケースが多いと思われるが、説示、勧告等に当たって、実際どのように対応されているのか。

(答) インターネットによる差別や誹謗中傷については、相手の特定が非常に難しく、

本人に対しての説示等までは至っていない。しかし、差別や誹謗中傷の拡散、助長を防ぐために、直接プロバイダに対して削除要請を行うとともに、法務局からも削除要請することを依頼するなどして対応している。

(問) 市町村が受け付けた差別事案に県が関わることはないのか。

(答) 市町村が受け付けた差別事件については、県内に7箇所ある振興局という地域機関に人権担当の職員をそれぞれ2名置いており、これらの職員が市町村に助言をしているが、市町村がその行為者に対して、説示等をしていくことになる。

(問) 市町村に対し説示等を要請することができるという規定もあるが、実際に要請した事例はあるか。

(答) 今のところはない。

(問) それぞれの条例制定により、件数が増えるなど県への人権に関する相談の状況に変化があったか。

(答) 人権に関する相談については、コロナ禍など県民の生活を取り巻く環境の変化などにより、近年増加傾向にあるが、条例の施行によって変化したという状況まではまだないと考えている。なお、人権相談全体の状況としては、平成30年度は160件、令和元年度は221件、令和2年度は279件である。

(問) 相談体制において、相談対応のデータの蓄積はしているか。また、している場合、その方法はどのようなものか。

(答) 市町村から相談内容やどのような対応をしたかについて情報をいただいております。市町村とともに作っている人権相談のネットワーク協議会で情報共有をしたり、学識経験者を招いて、どうしたら相談者に寄り添った対応ができるかという研修をしたりしている。また、県の内部機関においても、人権局と各振興局の担当職員に対して、模擬面談的なことも含めて定期的に研修を行っており、相談担当者の資質向上に努めている。

(問) 「部落差別の実態把握」において、「必要に応じて」という文言を入れた意図は何かあるか。

(答) 今後、施策を検討するに当たり、必要であれば部落差別の実態把握を実施していくということを考えている。

(問) 「部落差別の実態把握」として、具体的にどのような手法を想定されているか。

(答) 差別事件やインターネット上のモニタリングなどの行政データの集約、相談もその一つである。さらに、5年に一度実施している人権に関する県民意識調査においても同和問題の設問を設けているが、令和4年度には、同和問題に特化した意識

調査を実施することとしている。こうした様々な手法により、部落差別の実態の把握に努めている。

(問) インターネットにおけるモニタリングの体制はどのようなものか。

(答) 部落差別のモニタリングについては、令和元年度から実施しているが、和歌山大学に委託をしている。インターネットに造詣の深い教員の研究室で、学生等の協力も得ながら、差別と思われる書込みについて、和歌山県に報告してもらい、和歌山県の方で差別と認めた場合については、プロバイダへの削除要請等を行っている。新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等については、各振興局の職員にモニタリングをしてもらっている。誹謗中傷等と思われる書込みについて、人権政策課に報告してもらい、人権政策課で誹謗中傷等と認めた場合については、プロバイダへの削除要請等を行っている。市町村の中にもモニタリングを行っているところがあり、そういった市町村とは研修会を開いたり、情報交換を行ったりしている。

(問) 和歌山大学にモニタリングを委託するに当たって、県として、差別による書込みかどうかの判断基準を決めているのか。

(答) 部落差別については、法務局の人権侵犯事件に関する処理規程や、各自治体で構成されている全国人権同和行政促進協議会における同和問題など各種差別表現に関する削除依頼の判断基準等を参考にしながら判断している。

(問) 県庁内の各部署に関わる様々な差別事案や人権課題があると思うが、人権局と他の部署はどのように連携しているのか。

(答) 人権局は、人権政策課と人権施策推進課という2課体制である。人権政策課は、部落差別と新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を所管している。人権施策推進課は、人権啓発と県の人権施策を進めるに当たっての基本的な指針である人権施策基本方針を所管している。個別の人権課題については、基本的には、それぞれ人権課題ごとの所管課が取り組むことになっており、人権局は必要に応じて支援等を行っている。